

～今月のテーマ～

「消費者教育」

消費者生活に関する知識を習得し、適切な行動に結び付けよう

消費者教育とは、消費者が自立し、主体的に社会の一員として行動できるように、消費生活に関する知識や判断力を身につけるための教育のことです。様々な知識と適切な行動がとれる実践的な能力を身につけ、豊かで安全安心な暮らしを実現していきましょう。

身近に潜む消費トラブル

令和6年度に宮崎県消費生活センターに寄せられた苦情相談は4,955件ありました。そのうち契約当事者が60歳以上の割合は45.8% (2,269件)と、高齢者の相談割合が高くなっています。



年代別で多い相談内容

出典：宮崎県消費生活センター「令和6年度消費生活相談概要」

20歳未満	オンラインゲームの課金等の「他の教養・娯楽」に関する相談
20歳代	インターネット広告等をきっかけとした儲け話トラブル等の「内職・副業」に関する相談
30～40歳代	アパート退去時の敷金トラブル等の「レンタル・リース・貸借」に関する相談
50～60歳代	定期購入解約時のトラブル等の「化粧品」に関する相談
70歳以上	大手事業者を名乗る身に覚えのない不審メール等の「商品一般」に関する相談

「契約」についてどこまで詳しく知っていますか？



「契約」とは、法的な責任が生じる約束のことです。消費者（お客）と事業者（お店）の「買いたい」「売りたい」というお互いの意思の合致で成立します。契約書はなくても、口約束で成立します。

契約内容と違う、解約できない、強引な勧誘、偽物などの事例が挙げられ、近年はネット通販やSNS経由の被害も急増しています。消費者トラブルに巻き込まれないよう、基本的な契約のルールを知っておきましょう。

消費者教育 学びのサポート

消費者教育を進めるための様々なサポートがあります。自主学習はもちろん、家庭や地域の方々と一緒に学ぶことで理解を深めましょう♪ぜひ、ご活用ください。

- ・宮崎県消費生活センター
消費トラブル相談、情報提供、出前講座など
- ・消費者教育ポータル
教材や情報提供、アドバイザー派遣など

告知!!

公民館講座 「消費者教室」

7月10日(金) 10:00～12:00
中央公民館 受講料無料

県消費生活センター 松本 哲也先生

暮らしの中の契約(悪質商法・振り込め詐欺の手口など)の基礎知識を学びます。

お申込みは中央公民館 ☎72-7219まで

国スポ・障スポ 5/1 あなたのちからでダンス



日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会による大会イメージングダンス出前授業が高千穂中学校にて行われました。

この出前事業は、大会の機運醸成を図るため、県内の小中学校、支援学校を対象に実施。事前にサビ部分の練習を行い、サビ以外の部分についてはグループに分かれて、本町で開催されるモルックについて調べ、イメージを膨らませながら振付けし、ダンスを完成させました。完成後、生徒らは、「振付けを考えるのが難しかったけど、みんなで振付けを考えて踊って楽しかった」と述べていました。

認知 優しく声かけ 知症講座

5/8

押方小学校の3・4年生が総合的な学習の時間として、町保健福祉総合センター「げんき荘」の職員を講師に迎え、認知症とはどういったものなのか、認知症の人にはどのように接したらよいかなど、認知症についての勉強を行いました。

講座では3つの例に対し「どう思うか」「この場合にはどのように接したらよいか」などをそれぞれが考え、「認知症の人には優しく声を掛けることが必要」と発表していました。



学 音楽で笑顔に 校と地域を結ぶコンサート

5/19

押方小学校にて津軽三味線奏者の村上三絃道によるスクールコンサートが開催され、児童や地域の方など約100人が鑑賞しました。

津軽三味線を中心とした日本伝統音楽の素晴らしさを、楽しく知ってもらうために実施。コンサートでは実際に三味線に触れることのできる演奏体験や、演奏に合わせて歌や踊りを行う演目も行われていました。生徒らは、「バチの持ち方が難しかった。初めて弾いたけど楽しかった」と述べていました。

